

三井住友銀行アプリからの口座開設に係る特約

三井住友銀行アプリから開設した普通預金口座については、普通預金規定（または総合口座取引規定）、Olive アカウント規定、SMBC ポイントパック規定、残高別金利型普通預金に関する特約および別途申し込まれた各サービスに関する規定に加え、この特約を適用します。

なお、特段の定めのない限り、これらの規定における定義はこの特約においても適用されるものとします。

1 【三井住友銀行アプリ】

「三井住友銀行アプリ」とは、スマートフォンを利用する方法により、当行所定の預金口座（以下「本口座」といいます。）の開設の申込を受け付けるサービスを含む当行所定のサービスを利用できる、三井住友銀行アプリ口座開設利用規定の 1 に定めるアプリケーションをいいます。

2 【本口座の利用開始日等】

- (1) 本口座は、当行が、当行所定の方法による利用開始登録手続きを行い、かつ当行が発行する所定のキャッシュカードを申込者が受領した日から利用できるものとします。
- (2) 三井住友銀行アプリを利用して撮影された本人確認書類について、確認のため、発行元等へ発行確認および確認の結果を発行元等から当行が取得することがあります。

3 【通帳発行形態に関する特約の取扱い】

本口座を開設するにあたっては、通帳発行形態に関する特約 2（1）にかかわらず、通帳不発行方式の形態を選択するものとします。

4 【印章の届出】

- (1) 本口座の預金者は、印章の押印を要する当行所定の取引を行う場合には、本口座開設後に別途当行所定の方法により、本口座の印章を届け出るものとします。本口座の印章を届け出た場合に、印章を使用した取引を行うときは、普通預金規定等の印章に関する規定が適用されるものとします。
- (2) 当行は、前記（1）の印章の届出を受け付ける際には、当行所定の本人確認等を行います。
- (3) 前記（1）の届出が完了するまでは、印章の押印を要する当行所定の取引はできません。
- (4) 前記（1）の届出がないことにより生じた損害については、当行は責任を負いません。

5【この特約の解約等】

当行所定の手続きにより、本口座が解約された場合には、この特約も解約となります。

6【免責事項】

この特約およびこの特約にもとづく取扱等について損失・紛議が生じても、当行の責めによる場合を除き、当行は責任を負いません。

7【この特約の変更等】

- (1) この特約の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(2023年3月1日制定)